

一般社団法人ポスト M&A 研究会 会員規約 (2020 年 1 月 7 日)

第 1 条 (名称)

本会は一般社団法人ポスト M&A 研究会によって運営される研究会であり、略称として「PMAL」と称す。また、本会の会員を「会員」と称す。

第 2 条 (目的)

本会は、ポスト M & A における取組みや考え方に関して、業種の垣根を越えた企業間同士の議論を重ねることで、ポスト M&A の知見を体系化、発信することを主目的とする。

第 3 条 (入会資格)

本会の入会資格は次の条件を満たす者とする。

- ① 罰金以上の刑事裁判を受けたことがない
- ② 不正競争防止法、その他の法令に違反する目的・態様で参加される疑義が認められない
- ③ 反社会的勢力及びそれに準じる者ではない
- ④ ネットワークビジネスに現在関与しておらず、または過去において関与したことがない
- ⑤ その他、本会の裁量による本会への参加不許諾を受けていない

第 4 条 (入会手続)

本会への入会を希望する個人又は法人は、入会フォームに必要事項を記入のうえ、提出する。

入会お申込みページ

<https://pmaal.or.jp/contact.html>

第 5 条 (会費)

入会金、年会費ともに無料とする。

第 6 条 (届出事項の変更)

会員は、所属する企業やメールアドレスの変更等があった場合は速やかに本会の運営事務局に報告する。

第 7 条 (会員の権利)

会員は、本件サービス (第 8 条により定義される) の提供を受ける権利を有する。

第 8 条 (本件サービスの内容)

会員は、次のサービスを享受することができる。但し、サービス内容については、本会の裁量により、事前の通知なくして変更されることがあり、変更手続については、第 17 条に定めるところに依る。

- ① ポスト M&A 研究会主催のイベントに参加すること
- ② 会員制掲示板を利用すること

第 9 条 (会員の義務)

会員は、本会が定める本規約会則を遵守する。

第 10 条（会員資格の譲渡）

会員資格はいかなる場合も他人に譲渡することはできない。

第 11 条（禁止事項）

会員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- ① 本会で得た資料や情報を不正に使用すること
- ② 本会及び本会の会員を誹謗・中傷すること
- ③ 本会の運営を妨害すること
- ④ 本会を利用して選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為をすること
- ⑤ 本会を利用して宗教の宣伝を含む宗教的行為、及び宗教団体への加入等、宗教上の結社に関する行為をすること
- ⑥ 本会を利用して営業活動を行うこと

第 12 条（除名）

会員が本規約及び第 9 条に定める義務を怠り、本会が履行もしくは中止、是正を求めたにも関わらず会員がこれに応じない場合、当該会員に対し除名の処分をすることができる。尚、本会が除名処分をする場合、当該会員に除名理由を説明しない。

第 13 条（会員資格の喪失）

会員は、次の事由により退会となり、その資格を喪失する。

- ① 退会の申出を行った場合
- ② 除名された場合
- ③ 会員が死亡した場合
- ④ 他の会員、本会、運営会社又は第三者を誹謗中傷する行為及びその虞があると本会が判断した場合

第 14 条（退会について）

会員は本会の退会を希望する場合、運営事務局にメールにて退会の旨を連絡する。

第 15 条（個人情報の扱い）

本会は、会員の情報を厳重に取り扱うものとし、本会に係る活動目的においてのみ利用する。また、研究会の様子を撮影して広報活動等で使用すること、また、会員の所属企業名を広報活動等で使用することを、会員はそれぞれ許諾するものとする。

第 16 条（責任の範囲）

本会は、会員間におけるトラブル等について、責任を負わない。

第 17 条（規約内容の変更手続）

本規約の内容は、本会の事務局内の討議を以て、適宜見直すものとする。規約内容の変更は速やかに発表し、発表後 2 週間経ったときに継続して会員である者は、当該規約内容の変更に同意したものとみなす。

以上